

拾得物と遺失物について

【ポートアイランドキャンパス】

学生部
ポートアイランドキャンパス事務室

【拾得物について】

路上で物品や現金を拾ったときは、最寄りの警察署か交番に届け出るようになっていますが、建物や電車の中で物を拾ったときは、『遺失物法』という法律で「できるだけ速やかに施設占有者に届け出なければならない」と定められています。

電車の車内や駅で遺失物（落とし物や忘れ物）を拾った場合は、施設占有者である電鉄会社に、甲南大学岡本キャンパスの教室や敷地内で遺失物を拾得した場合は、学生部に届け出るようになっていますが、ポートアイランドキャンパスの場合は、ポートアイランドキャンパス事務室に届け出るようにしてください。なお、ポートアイランドキャンパス事務室が閉まっている時間帯であれば、管理人室に届け出てください。

《現金や貴重品を拾得した場合の特例措置》

上記のとおり、ポートアイランドキャンパス内で現金や貴重品を拾った場合は、ポートアイランドキャンパス事務室に拾得物を届け出るようになっていますが、現金や貴重品を拾得した者が報労金の権利を放棄しない場合に限り、拾得者は拾得物を最寄りの警察署に届け出ることができます。

【ポートアイランドキャンパスでの取り扱いについて】

ポートアイランドキャンパスで忘れ物をした時や、物を失った時は、ポートアイランドキャンパス事務室に行って遺失物の有無を確認するようにしてください。「落とし物」や「忘れ物」は、届けられた日から、**前期分は前期試験終了日から7日間、後期分は後期試験終了日から7日間**ポートアイランドキャンパスで保管し、それ以降は学生部に移管されます。学生部は、これらの貴重品については保管期間終了後に警察署に届け出ることとしています。**※夏期休暇期間中の遺失物は後期分に、春学期間中の遺失物は前期分に含みます。**

なお、文房具やファイルなどの消耗品については、保管期間を経過すると氏名が記載されていても連絡なく処分しますのでご了承ください。

また、クレジットカード、キャッシュカード、携帯電話などを紛失したときは、不正使用による被害を受けないためにクレジット会社、銀行、携帯電話会社などに連絡するようにしてください。